

公益財団法人日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) Vision、Mission、中期計画を策定して、2022年度の事業計画に組み込んだ。 (2) 2022年2月の理事会承認を得てHPに掲載、公開した。これを実行するために、優先順位を付けて年度別にやるべきことを明確にして進めている。 また、2026年度以降の中期経営計画の策定に着手している。 (3) 中期計画策定にあたっては、各事業責任者が現場や事務局担当の意見を聞いた上で、各事業責任者同士で相互に意見交換しながら作成した。現在着手している2026年度以降の中期経営計画は、専門家の知恵を借りて、より具体的に落とし込みをはかっている。	・ Vision、MissionをHPに掲載 https://handball.or.jp/jha/index.html 1 ①2025年度事業計画 2 ②中期計画202504版_JHA 3 ③20220212_理事会議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 2025年度役員改選に際して、現役の企業経営者や役員相当の方、公認会計士等財務に詳しい方を積極的に登用した。また、事務局強化のために実務経験のある事務局員を増員した（2024年10月31日より2名増員）。また、継続して募集している。 (2) 人材の採用に際しては、リクルート業者を通じて広く公示した。また、新人採用に際して業務の配置転換を実施し、経験値の向上をはかっている。 (3) 本人の意向並びに管理者の意見を聞きながら、事務局長が育成計画を立てている。	1 ①2025年度事業計画書 4 ④2024年度第二次補正予算書
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 各事業責任者が主体となり、予算案並びに事業計画を立案し、理事会で審議している。期中でも財務状況に応じて、事業計画を変更したり、事業内容の変更に伴い予算を変更する場合があります、その際には補正予算を立案して、理事会で審議している。 (2) 理事会で決定した事業計画及び予算をホームページで開示している。補正予算もホームページで開示している。 (3) また、予実表を作成、運用することで、担当役員、事務局担当等が対予算の実行率を把握できるようにして、速やかに対策が打てるようにするとともに、計画の信頼性、実現性の精度を高めるようにしている。	5 ⑤2025年度収支予算書
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 2025年6月の理事改選に際して、役員候補者選考委員会で地方理事を9名から3名に減らすよう提言があり、全体枠を減らすとともに、外部の人材をリストアップした。これにより新たに就任した理事20名のうち、外部理事を9名登用できた。（目標25%以上に対して45%を達成）。 (2) 2025年6月の理事改選に際して、役員候補者選考委員会で女性理事候補を幅広く紹介してもらうとともに、全体枠を減らすことで、新たに就任した理事20名のうち、女性理事を8名登用できた。（目標40%以上に対して40%を達成）。	6 ⑥2025-26役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) 2025年6月の評議員改選に際して、評議員選定委員会にて外部委員の比率を増やすため、地方枠を従来の基準「登録者5,000人あたり1名」から「登録者7,000人あたり1名」に割当てることに変更して、外部評議員枠を拡大させたことにより評議員28名のうち、外部評議員3名(11%、1名増)となった。 (2) 2025年6月の評議員改選に際して、評議員選定委員会にて女性評議員を増やすためにいろいろと議論がなされたが、現時点では減らさないようにすることで精一杯であるとのことから、5名(18%、1名増)とするにとどまった。また、評議員選定委員会規程の見直しを行い、再任制限を設け（連続3期を上限）評議員の新陳代謝をはかることとした。	7 ⑦2025-28評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会規程に基づき活動している。 (2) 2025年6月の役員改選に伴いメンバーを一新、各カテゴリーから委員を選出し、組織の位置付けも見直してさらに活動を活性化させる予定。 (3) アスリート委員会の担当として理事（HPAD）を付け、直接の意見が理事に吸い上げられる形に変更した。	8 26-6_アスリート委員会規程 9 ⑧組織図
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 「定款」及び「理事会運営規程」に基づき理事会を運営してきたが、年2回の理事会で対応するには理事会での決議事項が多く、2024年度については、定款に基づく年2回以外に1回（計3回）の定例理事会を開催。さらにオンラインを活用した臨時理事会を7回、書面決済決議も5回実施。 理事会、評議員会から理事会の回数について意見があり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ならびに定款に則った「理事会運営規程」「常務理事会運営規程」の改訂を実施、業務執行理事で構成される常務理事会を報告会議から決議可能な会議とした。	12 01_定款 13 07-2_理事会運営規程 14 07-3_常務理事会運営規程
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 「定款」、「役員の定年に関する規程」及び「役員候補者選考委員会規程」において理事の就任時の年齢に制限を設けている。 「役員の定年に関する規程」、役員選考細則に代わる規程として「役員選考員会規程」を2022年3月の理事会にて改訂、運用している。	12 01_定款 15 05-2_役員の定年に関する規程 16 05-5_役員候補者選考委員会規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 「定款」、「役員の定年に関する規程」及び「役員候補者選考委員会規程」において理事の再任回数に制限（5期10年を上限とする）を設けている。 (2) 「役員の定年に関する規程」、役員選考細則に代わる規程として「役員選考員会規程」を2022年3月の理事会にて改訂、運用している。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 特になし	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 2024年11月に役員候補者選考委員会を理事会にて選定。 (2) 外部から弁護士1名と会計士1名、評議員2名（うち1名は弁護士で外部評議員）、県協会理事長1名の計5名にて構成。選考にあたっては公明性、透明性に配慮し、候補者の選考に務めていただいた。 (3) 現職の理事は一人も参画していない。	16 05-5_役員候補者選考委員会規程 17 ⑪役員候補者選考委員会名簿
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 法令を遵守する規程として「コンプライアンス規程」「就業規則」は、制定済み。	18 31_コンプライアンス規程 19 06-2_就業規則
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 公益財団法人として組織運営するために必要な諸規程は制定済み。 業務執行における権限は「決裁規程」に基づく。また、2025年7月臨時理事会で「理事会運営規程」「常務理事会運営規程」を改訂し、常務理事会への適正な委任が行え、意思決定できる仕組みとし、スピーディーな業務執行が行えるようにした。 さらにフレキシブルな勤務形態に対応できるよう「テレワーク就業規則」も制定済み。	12 01_定款 20 06-5_テレワーク就業規則 21 03_加盟団体規程 13 07-2_理事会運営規程 14 07-3_常務理事会運営規程 22 07-1_評議員会運営規程 23 09_決裁規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 「個人情報保護規程」「内部通報制度運用規程」「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定済み。	24 29-2_個人情報保護規程 25 34_内部通報制度運用規程 26 39_反社会的勢力との関係遮断に関する規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 職員については「賃金規程」、役員については「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を制定済み。	27 06-3_賃金規程 28 06-4_育児介護休業に関する規程 29 05-3_役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 「定款」「経理規程」を制定済み。	12 01_定款 30 08_経理規程
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 「登録と移籍に関する規程」「契約処理規程」「契約基準要項」「肖像規程」「付随的事業規程」等を制定済み。	31 18_チーム及び個人の登録と移籍に関する規程 32 30_契約処理規程 33 30-1_契約基準要項 34 17_肖像規程 35 35_付随的事業規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に 関する規程その他選手の権利保護に関す る規程を整備すること	(1) 「ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤー等の選考に関する規程」を制定済み。 (2) 選手固有の権利である肖像権を認めた規程を策定している。 (3) 代表選手は、当該カテゴリの日本代表監督が選考し、選考後、強化委員会の承認を得、最も 早い日に開催される本協会の理事会又は常務理事会において、選考結果を報告としている。	36 20-1_日本代表選手・コー チ・監督等の選考・選任に関す る規程 34 17_肖像規程
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関 する規程を整備すること	(1) 毎年、下記手続きにより全国大会の審判員を割り当てている。 ①規程に沿って各都府県審判長が、次年度の全日本大会審判員候補者の名簿（全日本大会審判員候 補者研修会の参加者名簿）を各ブロック審判長に提出。 ②各ブロック審判長は、各都府県審判長より提出された全日本大会審判員候補者名簿を元に、ブ ロックからの全日本大会審判員候補者（兼：全日本大会担当審判員候補者研修会（ブロック講習 会））の参加者をまとめ、審判本部長に提出。 ③各ブロック審判長は、全日本大会担当審判員候補者研修会の結果をもとに、各ブロック内におけ る全日本大会審判員を選出し、次年度「全日本大会審判割当－原簿」による各ブロックの割当を審 判本部長に提出。 ④審判本部長は、各ブロック審判長から提出された各ブロックの全日本大会審判員を確認。 ⑤「全日本大会審判割当（第1版）」を4月開催の第1回審判委員会合同会（リモート）にて確認し 理事会にて報告。	37 ⑫令和7年度全日本大会審判 割当申し合わせ事項および個人 情報の管理について
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確保するなど、専門家に日 常的に相談や問い合わせをできる体制を 確保すること	(1) 法務：敬和綜合法律事務所、会計：辻・本郷監査法人、税務：辻・本郷税理士法人、労務： さち社労士オフィス、司法書士・行政書士：和田事務所、RSM汐留パートナーズを起用。契約締結 においては必ず弁護士にリーガルチェックを受けた後に稟申しており、日常業務においても上記専 門家と接点を持っている。 (2) 事務局担当者も常に疑問を持ち、分からないところを分かるように理解を深めるように配慮 している。	⑬委託契約書_敬和綜合法律事務 所 ⑭監査契約書_辻・本郷監査法人
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運 営すること	(1) 「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」を制定済み。コンプライアンス 委員会は、必要に応じて招集、開催している。 (2) インテグリティ推進委員会と連携し、インテグリティの啓発、啓蒙活動を行っている。 (3) コンプライアンス担当理事に女性理事1名を任命している。	18 31_コンプライアンス規程 40 32_コンプライアンス委員会 規程 41 ⑮コンプライアンス委員会名 簿
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に 弁護士、公認会計士、学識経験者等の有 識者を配置すること	(1) 現状はコンプライアンス委員会には弁護士はおらず、倫理委員として弁護士に依頼してい る。必要に応じて敬和綜合法律事務の弁護士より法務面でサポートを受けている。	・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) インテグリティ推進委員会のカバー範囲として、理事、事務職員のコンプライアンス教育を行う体制を整えている。	41 ⑯2024年度インテグリティ教育推進計画 42 ⑰2024年度アンチドーピング教育計画
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 強化合宿ではNFインテグリティ教育推進計画に沿ってアンダーカテゴリーを含む日本代表選手、スタッフともに、都度コンプライアンス教育（JSPOインテグリティ教育プログラム、JADAアンチドーピング、JHA独自のプログラムなど）を実施している。また、JOC、JSCより展開されている各種オンライン研修プログラムの参加斡旋、情報共有をはかっている。 また、指導者資格の義務化を推進しており（2027年度より完全実施）、指導者はJSPO公認スポーツ指導者資格取得の際に、講習会の中で必ずスポーツインテグリティ講義を受講することになる。また、受講を促進するために公認指導者資格取得のガイドラインをホームページで周知徹底した。	43 15_登録者倫理規程 41 ⑯2024年度インテグリティ教育推進計画 42 ⑰2024年度アンチドーピング教育計画
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 各種審判員向け研修にてガバナンス、コンプライアンスに関する講義を実施。 また、全日本大会担当審判員研修会でコンプライアンス教育をプログラムとして実施している。	43 15_登録者倫理規程 18 31_コンプライアンス規程
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 法務：敬和綜合法律事務所、会計：辻・本郷監査法人、税務：辻・本郷税理士法人、労務：さち社労士オフィス、司法書士・行政書士：和田事務所、RSM汐留パートナーズを起用。 (2) 契約締結においては必ず弁護士にリーガルチェックを受けた後に稟申しており、日常業務においても上記専門家と接点を持っている。	⑬委託契約書_敬和綜合法律事務所 ⑭監査契約書_辻・本郷監査法人
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 「定款」第3章（財務及び会計）にて適正な財産の管理・運用、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算につき規定している。 (2) 「経理規程」にて適正な会計処理について定めている。企業財務の経験者を担当に配置して、財務会計処理を行う体制としている。 (3) 当協会監事並びに監査法人の監査を必ず受けており、決算報告書に必ず添付した上でホームページで公開している。	5 ⑤2025年度収支予算書 44 ⑱2024年度決算書（監査報告書） 6 ⑥役員名簿
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 「定款」第3章（財務及び会計）及び第11条（公益目的取得財産残額の算定）にて、公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規程に基づく運用を規定している。また、助成金使用に関して、経理規程第27条で規定しており、その他法令・ガイドラインを順守して運用している。	12 01_定款 43 15_登録者倫理規程 30 08_経理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 「定款」第3章（財務及び会計）及び第10条（事業報告及び決算）において情報開示について規定している。これに基づき、事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書などを当協会ホームページで開示。	5 ⑤2025年度収支予算書 44 ⑱2024年度決算書（財務諸表＝貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録） 45 ⑲2024年度事業報告書
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 「ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤー等の選考に関する規程」を当協会ホームページで公開。選考された選手は、遅滞なく当協会ホームページにて開示。	36 20-1_日本代表選手・コーチ・監督等の選考・選任に関する規程
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンス順守状況の自己説明を当協会ホームページで開示。その他「定款」をはじめとする諸規程など、ガバナンスに関わるルール、運用方針なども同様に当協会ホームページで開示。	46 ㉔2024年度ガバナンスコード遵守状況の自己説明
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 「定款」第6章（役員）及び第36条（取引の制限）において、協会役員の利益相反取引に関する制限を規定している。 (2) 選手、指導者の利益相反取引を含めた「利益相反管理規程」を制定済み。	12 01_定款 47 40_利益相反管理規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 「利益相反規程」を制定、運用している。	47 40_利益相反管理規程
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報・相談窓口を当協会内外にそれぞれ設置している。通報ルートは、当協会ホームページに「内部通報制度運用規程」として開示して周知している。 (2) 通報窓口の担当者は相談内容に関する守秘義務を課しており、それができる人間をその立場に置いている。 (3) 「内部通報制度運用規程」において、秘密や個人情報の取り扱いなどに十分配慮し、管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理、通報者の保護に努めている。 (4) 「内部通報制度運用規程」第9条（通報者の保護）において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 選手、審判、指導者、団体役員向けのコンプライアンス研修を2022年度から計画的に実施、通報制度の運用体制を周知徹底している。	25 34_内部通報制度運用規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 当協会内通報ルートには、当協会が起用する弁護士事務所（敬和総合法律事務所）を、協会外ルートには第三者の弁護士事務所（キャストグローバル）を起用している。 事実確認のため専門的な対応が必要な場合は、敬和総合法律事務所より弁護士の紹介を受けて対応している。	25 34_内部通報制度運用規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 「登録者倫理規程」「コンプライアンス規程」において禁止行為、処分対象者を定めている。 (2) 当協会ホームページにて「登録者倫理規程」「コンプライアンス規程」を開示、周知している。 (3) 弁明の機会を設けることは「倫理委員会規程」で定めている。処分の内容及び処分に至るまでの手続きは、「コンプライアンス規程」第11条で定めている。また、同規程には日本スポーツ仲裁機構の利用に関する定めがある。 (4) 規程の記載はあないが、これまでも文書による通知並びに氏名を匿名とした上でホームページで告知している。	18 31_コンプライアンス規程 43 15_登録者倫理規程 48 33_倫理委員会規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 選手、指導者、登録審判員に対する違反、競技中の違反については、「登録者倫理規程」に処分内容を規定している。法令など違反行為の事案は、「倫理委員会規程」第2条第3項記載の通り、倫理委員会に答申を求めることとしている。倫理委員会委員は、法人役員や弁護士などの有識者が名を連ねている。	18 31_コンプライアンス規程 43 15_登録者倫理規程 48 33_倫理委員会規程 49 ㊹倫理委員会名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 「コンプライアンス規程」第16条にて、処分に対する不服がある場合には公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てできる、としている。 (2) 同条で仲裁または調停する範囲を「同機構によるスポーツ仲裁またはスポーツ調停手続きによる」と規定している。 (3) 同条で申立期間について特段制限は設けていない。	43 15_登録者倫理規程 18 31_コンプライアンス規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) スポーツ仲裁機構の利用が可能であることを記載している「コンプライアンス規程」を当協会ホームページにて開示している。	18 31_コンプライアンス規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理体制を構築して、「危機管理マニュアル」にまとめた。 (2) 「危機管理マニュアル」を制定済み。 (3) 対象範囲として「(4) 犯罪、(5) スポーツインテグリティを毀損する事態、(6) 個人情報流出」として事例を挙げている。 (4) アクションリストとして、初動アクションを公表基準、情報公開レベルで区分した上で、役割分担に基づき危機管理部会に報告する。その後、内部向けアクションと外部向けアクションを決めており、状況に応じて「第三者委員会の設置」の記載がある。	50 37_危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 「コンプライアンス規程」第12条（第三者委員会等）に不祥事等発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分などにつき、外部有識者から構成される第三者委員会を組織し、意見を求めることができる旨の規定しており、このコンプライアンス規程をホームページで公表している。 (2) 再発防止策を講じているが、過去に遡った事案が後から出てくるなど、なかなか収束していかなかったが、新年度に入ってから是不祥事（特に指導者による暴力案件）は大幅に減っている。	18 31_コンプライアンス規程
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 「コンプライアンス規程」第12条（第三者委員会等）に、利害関係者を選任してはならない、また外部有識者から選任する旨の規定しているが、第三者委員会等の外部調査委員会を設置しなければならない案件はない。	18 31_コンプライアンス規程
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 「加盟団体規程」にて、当協会との権限の明確化、地方組織の運営、業務執行に関する報告を受けることが規定されている。 (2) 主に大会運営（主管）に際しては、予算立案から一緒に構築、スポンサー回り等を共同作業で行うなど、事前打合せのマニュアル化をはかっている。 (3) 上記に伴い円滑かつ安心の事業運営が行え、各大会の黒字化が実現しつつある。	21 03_加盟団体規程 51 07-4_全国理事長会運営規程
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) インテグリティ、アンチドーピングについては個別に研修計画を立案して実施しており、それぞれに対する意識が高まっている。	21 03_加盟団体規程 41 ⑯2024年度インテグリティ教育推進計画 42 ⑰2024年度アンチドーピング教育計画